

◎入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年4月24日

茨城県土浦市虫掛 374
柴沼醤油醸造株式会社
代表取締役 柴沼 秀篤

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業の名称 令和7年度茨城県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
- (2) 工事名または物品名 HACCP 対応新むろ建築および機械導入
- (3) 工事の内容等 別途設計図書（仕様書・図面）のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和8年12月28日まで
※双方の同意により令和9年2月28日まで延長可能（要契約変更）
- (5) 工事場所または納品場所 茨城県土浦市虫掛 374-1、375
- (6) 支払条件 前払金有・**無** 完成払い
- (7) 入札保証金 有・**免除**
- (8) 契約保証金 有・**免除**

2 担当者

〒300-0066
茨城県土浦市虫掛 374
柴沼醤油醸造株式会社 柴沼 秀篤
電話 029-821-2400
F A X 029-824-6420
メール h-shibanuma@shibanuma-inter.com

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (3) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第2号、同条第3号に規定する者でないこと。法人であっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、農林水産省の機関及び地方公共団体から指名停止を受けていないこと。

- (6) 食品工場における国際認証 HACCP の取得に対応可能な設計・施工能力を有していること。
- (7) 上記(1)～(6)の条件を満たしていても、仕様書等の条件を満たしていないとき、また提出を求めた書類等について提出がない場合には競争参加資格はない者とする。

4 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和8年5月21日(木)までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

(2) 場所

柴沼醤油醸造株式会社(茨城県土浦市虫掛374)、またはホームページ

5 現地確認及び入札説明書等に関する質問

この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書等に対する質問がある場合は、質問受付先に質問すること。

(1) 質問受付期間

公告の日から令和8年5月7日(木)午後5時まで。なお、これ以降に到達したもののについては、回答しないので留意すること。

(2) 質問受付先

2の担当者に同じ

(3) 方法

電話またはファックスにより質問すること。

6 入札書等の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札書(様式1)

イ 資格要件に係る申立書(様式2、様式3)

(2) 入札書等の提出方法

ア 入札書の提出は、持参または郵送とし、2の担当者に提出すること。

イ 封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

ウ 郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を含まない金額を記載すること。

オ 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(3) 入札書の提出期限

令和8年5月25日(月)午前10時までに上記2の担当者に必着のこと。

(4) 開札日時及び場所

ア 日時：令和8年5月25日(月)午後5時

イ 場所：柴沼醤油醸造株式会社

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 資格要件に関する申立書の提出がないとき
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 指定の日時までに提出されなかった入札
- (5) 記名押印を欠いた入札を行ったとき
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (7) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (8) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (9) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

9 入札の辞退

入札を辞退する場合は、2の担当者へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

10 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

11 契約書作成の要否
要

1 2 詳細は入札説明書による。

1 3 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。